

広島市自転車都市づくり推進計画【改訂版】(素案たたき台)の概要

第1章 計画の趣旨

策定の背景・目的

平成29年5月に、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進を図ることなどの新たな課題に対応するため、自転車活用推進法が施行され、地方公共団体においても地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画を定めるよう努めることとされました。

本計画は、自転車活用推進法に基づく「市町村自転車活用推進計画」として位置付けるものです。

計画改訂の経緯

推進計画の更新年度を迎えることから、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、また、今後の社会の動向を見据えつつ、持続可能な社会の実現に向けた自転車の活用の推進を一層図るため、改訂を行うものです。

本市行政計画における位置付け

本計画は、交通分野における部門計画である広島市総合交通戦略を上位計画とした、交通分野における個別の部門計画です。

計画期間

令和7年度から令和11年度まで（5年間）

計画の対象

自転車に加え、特定小型電動機付自転車及び特例特定小型電動機付自転車も対象とします。

特定小型原動機付自転車・・・原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が0.6kW以下であって、長さ1.9m、幅0.6m以下かつ最高速度20km/h以下の基準を満たすもの

特例特定小型原動機付自転車・・・特定小型原動機付自転車のうち、最高速度表示灯を点滅させ、最高速度6km/h以下等の基準を満たすもの

第2章 自転車を取り巻く現状と課題

道路交通法等の改正

令和5年4月から、すべての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務、及び広島県内すべての自転車利用者に対する自転車損害賠償保険加入の義務が定められ、令和5年7月から、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）が新たに規定されました。

令和8年5月までに、16歳以上の自転車の交通違反に対する交通反則通告制度（青切符）が適用されます。

今後の課題

社会情勢の変化やこれまでの取組結果を踏まえた今後の課題は、次のとおりです。

走行空間整備 ～はしる～	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車走行ネットワークの形成に向けては、未整備となっている多くの幹線道路を整備していく必要がありますが、幹線道路において自転車走行空間の確保には、多額の事業費や多くの関係者との協議・調整を要するため、道路空間の再編を伴う取組と併せた整備や、並行する代替路における効果的な整備を行っていく必要があります。 ○車道通行よりも歩道等における通行が多い現状を踏まえ、より一層、車道走行を促す自転車走行空間整備を行っていく必要があります。
駐輪場整備 ～とめる～	<ul style="list-style-type: none"> ○目的地に近い路上駐輪場等が求められていることから、ニーズの高い（放置自転車が多い）箇所へ駐輪場を整備していく必要があります。
法令遵守・マナー向上 ～まもる～	<ul style="list-style-type: none"> ○幅広い年代への周知・啓発、特に事故が多い若い年代への自転車安全教育を充実させていく必要があります。 ○道路交通法等の改正による、自転車の取締強化や新たなモビリティの導入など、自転車を取り巻く環境は年々変化しており、こうした状況に対応した周知・啓発活動を行っていく必要があります。
活用促進 ～いかす～	<ul style="list-style-type: none"> ○公共交通を補完するシェアモビリティの更なる利用促進を図るために、事業者が参入しやすい環境づくりを行っていく必要があります。 ○自転車を活用した魅力づくりや健康づくりについて、関係部局等と連携しながら継続して行っていく必要があります。

第3章 計画の基本方針

自転車都市づくりの理念

自転車で安全・快適に移動することで市民や来訪者が各地域内の様々な地域資源や機能を享受できるよう、自転車のネットワークを構築し、環境にやさしく、健康増進にも寄与するなど様々な便益をもたらす「自転車」を活かしたまちづくり（自転車都市づくり）を推進します。

基本方針

- （方針1）市民や来訪者が様々な場面で自転車に快適に乗ることができるまちづくり
- （方針2）市民や来訪者が自転車に安心して乗ることができるまちづくり
- （方針3）地域や観光の振興、スポーツ振興、健康づくりなどに自転車を活かしたまちづくり
- （方針4）自転車施策において行政、市民、企業等が連携するまちづくり

施策体系

自転車の利用環境整備に関する「走行空間整備～はしる～」「駐輪場整備～とめる～」「法令遵守・マナー向上～まもる～」の3本の柱に、地域や観光の振興、スポーツ振興、健康づくりなどに自転車を活用する「活用促進～いかす～」の柱を加えた、自転車施策の4本柱を設定します。

施策のポイント

走行空間整備 ～はしる～	<ul style="list-style-type: none"> ○幹線道路が中心となっている未整備箇所については、ウォーカブルな道路空間の形成等と併せた整備や、並行する代替路（細街路）における効果的な整備について検討し、実施可能なものを優先整備路線として位置付けます。 ○本来、散策や休息の場である河岸緑地において、通学・通勤等で多くの自転車が利用され、歩行者との輻輳が生じているため、並行する道路を走行空間整備方針のネットワーク路線に位置付けます。 ○まちづくりが進む広島駅周辺地区及び西広島駅周辺地区については、走行空間整備方針の対象範囲に組み込みます。商工センター地区については、令和6年度末のまちづくりビジョン策定後、集客施設やペデストリアンデッキの整備計画等が具体化されていくことに併せ、各施策と調整を図りながら、走行空間整備方針へ位置付ける検討を行います。
駐輪場整備 ～とめる～	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模な市営駐輪場の利用台数が減少している一方で、小規模で分散している民間路上駐輪場の利用台数が増加していることから、ニーズの高い（放置自転車が多い）箇所への路上駐輪場を中心とした整備を進めます。
法令遵守・マナー向上 ～まもる～	<ul style="list-style-type: none"> ○令和5年度よりヘルメット着用が努力義務化、自転車保険加入が義務化され、また、令和8年5月までに自転車の交通違反に対する交通反則通告制度（青切符）が適用されることから、今後、整備する平和大通りの自転車道を法令・マナーの啓発を発信する中心的な場所として積極的に活用するなど、更なる安全教育や啓発活動を行います。 ○令和5年度より道路交通法に規定された（特例）特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）について、法令・マナーの周知を行います。
活用促進 ～いかす～	<ul style="list-style-type: none"> ○シェアモビリティについて、公共交通を補完する日常生活の移動手段として、更なる利用促進を図るとともに、デルタ市街地だけでなく、デルタ市街地と周辺部をつなぐ新たな交通手段として、公有地へのポート設置など事業者が参入しやすい環境づくりを検討します。 ○かわなみサイクリングロードや似島でのサイクリングコースなど、自転車を活用した魅力づくりや健康づくりについて、プロ自転車ロードレースチーム「ヴィクトワール広島」等と連携しながら取り組みます。

第4章 具体的な取組

具体的な取組の内容(重点施策のみ抜粋)

(1) 走行空間整備 ～はしる～

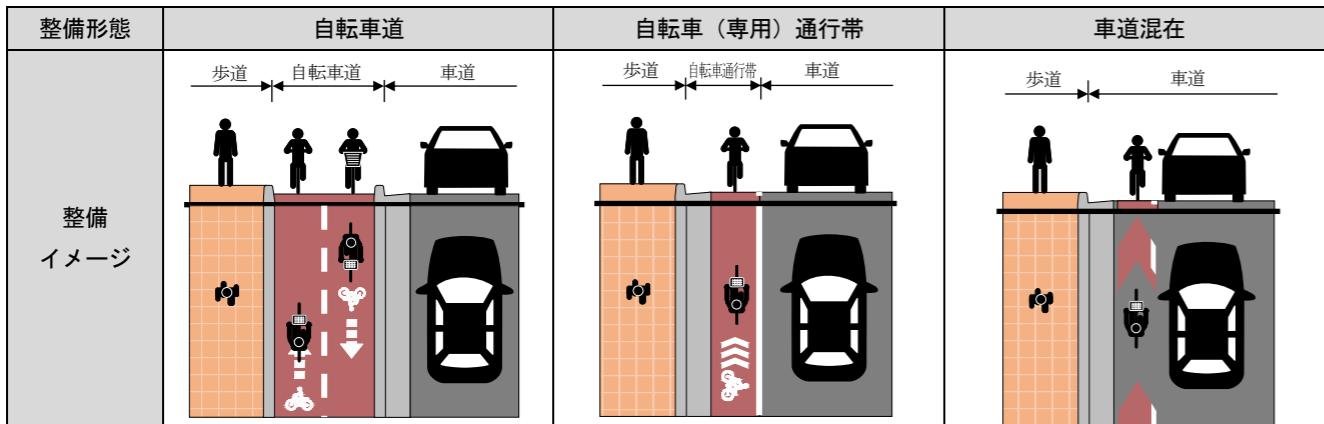
○ 自転車走行空間整備

自転車走行空間整備に当たっての基本的な考え方に基づき、車道走行を基本とした自転車走行空間整備を行います。

【自転車走行空間整備に当たっての基本的な考え方】

国土交通省と警察庁より示された「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(令和6年6月)」に沿って、これまでの整備状況や自転車の活用促進といった観点も踏まえながら、車道通行を基本とした自転車走行ネットワークの形成に取り組みます。

＜自転車走行空間の整備形態＞



自転車走行空間整備状況
（平和大通り自転車道）

(2) 駐輪場整備 ～とめる～

○ 市営駐車場の転用等による駐輪場整備

平和大通り沿いなどの市営駐車場について、周辺地区における駐車場の充足状況なども踏まえながら、関係者と協議・調整の上、駐輪場に転用するなど、デルタ内の駐輪場整備に取り組みます。



【駐車場から駐輪場への転用(稲荷町)(H27完成)】



○ 郊外の鉄道駅等における駐輪場の整備

郊外の鉄道駅等では、通勤・通学時の公共交通と自転車の乗り継ぎがより便利になるよう、鉄道事業者等と協力して駐輪場整備に取り組みます。



【民間路上駐輪場(国道54号)(R6完成)】

○ 放置自転車が多い箇所への新規整備

買物利用などが多く、また放置自転車が多い場所などでは、安全な歩行空間の確保を前提に、歩道などを利用した民間事業者による路上駐輪場の整備促進に取り組みます。

(3) 法令遵守・マナー向上 ～まもる～

○ 広島チャレンジサイクル推進事業の実施

自転車利用者の法令遵守・マナー向上を目指すためには、市民一人一人がその重要性を「実感」する必要があることから、「見て・聞いて・やって実感」のテーマの下、広島県、警察、商店街、関係企業等と連携して、集客施設における自転車マナーアップフェスタ等の啓発イベントなどを実施します。



自転車マナーアップフェスタ
スケアード・ストレート(自転車事故再現)

自転車をご利用の皆様

ヘルメット着用の方は/
一時利用:無料
登録利用:回数券1枚
プレゼント!



毎月1日 限定

ヘルメット着用による
市営駐輪場の利用料無料

○ 自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の導入に関する取組強化

令和8年5月までに、青切符を交付して反則金を納付させる交通反則通告制度が、16歳以上の自転車の交通違反に対して適用されるため、各種取組において、事前周知や啓発活動を強化します。

○ ヘルメットの着用促進

令和5年4月から努力義務化された自転車利用時のヘルメット着用については、着用に対する抵抗感などから着用率が低い状況にあるため、引き続き、着用率向上に向けた啓発活動を行います。

○ 放置規制区域内の即時撤去及び区域外での長期放置自転車の撤去

放置規制区域内では、置かれている時間の長さにかかわらず即時撤去、それ以外の区域については長期放置自転車の撤去を行います。

撤去場所や撤去数をデータ可視化した放置自転車等管理システムを活用しながら、地域特性を踏まえた効果的な撤去に取り組みます。

(4) 活用促進 ～いかす～

○ 利用ニーズが高い公有地へのポート設置

利用ニーズが高い公有地へのポート設置を進め、通勤・通学や買い物、観光など市民や来訪者の移動手段としての利用を促進します。



【平和記念公園へのポート設置】

評価指標と目標値

施策の柱	指標	実績値(R6)	目標値(R11)
走行空間整備 ～はしる～	走行空間整備済路線の延長	19.1 km	26.1 km以上
駐輪場整備 ～とめる～	放置自転車の台数	805 台	600 台以下
法令遵守・マナー向上 ～まもる～	自転車事故の件数	479 件	430 件以下
活用促進 ～いかす～	月1回以上自転車を利用する人の割合	32.4%	32.4%以上

推進体制

関係機関や関係団体などで構成する「広島市自転車都市づくり推進協議会」において、関係者が協議・調整を行なながら着実に計画を進めるとともに、より効果的な取組の実施を目指します。

取組一覧

柱	施策・取組			新規・重点
走行空間整備 はしる	施策1 自転車走行ネットワークの形成			
	取組1-1	自転車走行ネットワーク路線における自転車走行空間整備	○自転車走行空間整備	重点
			○自転車走行空間整備済路線の周知	
	取組1-2	自転車走行ネットワーク路線以外での自転車走行空間整備	○自転車走行ネットワーク路線への追加検討	
			○自転車走行ネットワーク路線以外での自転車走行空間整備	
	施策2 安全で快適な通行環境の確保			
	取組2-1	通行位置の分かりやすい路面標示の設置	○矢羽根型路面標示への白線設置	
			○歩道上における自転車に対する注意喚起標示等の設置	
	施策3 市営駐輪場の整備			
	取組3-1	有料駐輪場の整備	○市営駐車場の転用等による駐輪場整備	重点
駐輪場整備 とめる	取組3-2	無料駐輪場の整備	○郊外の鉄道駅等における駐輪場整備	重点
	施策4 民間駐輪場の整備促進			
	取組4-1	民間事業者による路上駐輪場の整備	○放置自転車が多い箇所への新規整備	重点
	取組4-2	民間事業者への駐輪場整備費助成	○補助金の活用促進	
	取組4-3	駐輪場附置義務の見直し検討	○駐輪場附置義務の見直し検討	
	施策5 既存駐輪場の機能拡大			
	取組5-1	柔軟な料金体系の導入	○一時利用における無料時間の導入	
	取組5-2	駐輪需要に応じた受入拡大	○駐輪機器の導入及び需要が多い車種に応じたレイアウト変更	
	取組5-3	機能強化による市営駐輪場の利便性向上	○キャッシュレス決済の導入	
			○満空情報の見える化	
			○商店街と連携した駐輪サービスの導入	
			○駐輪場案内の多言語化	

柱	施策・取組			新規・重点
法令遵守・マナー向上 まもる	施策6 法令・マナーの意識啓発			
	取組6-1	幅広い世代を対象とした自転車ルール等の周知・啓発の推進	○広島チャレンジサイクル推進事業の実施 ○自転車マナーアップキャンペーンの実施 ○本通りアーケード街等における県警等と連携した街頭指導の実施 ○路上駐車が多い箇所における駐車指導の実施 ○平和大通りの自転車道を活用した法令・マナー啓発の発信 ○市政出前講座の実施 ○自転車の交通違反に対する交通反則通告制度の導入に関する取組強化 ○各種媒体等による情報発信	重点
	取組6-2	小中高生等を対象とした自転車安全教育の推進	○小中高生を対象とした自転車安全教室の開催 ○中学・高校生への自転車読本の配布 ○自転車運転免許制度及び自転車通学許可制度の実施 ○新成人への自転車の法令・マナーの啓発	
	取組6-3	安全な自転車利用の促進	○自転車保険の加入啓発 ○ヘルメットの着用促進 ○自転車の盗難防止の啓発	新規・重点
	取組6-4	新たなモビリティ（特定小型電動機付自転車等）の周知	○特定小型電動機付自転車等の法令等の周知・啓発	新規
	施策7 放置自転車対策			
	取組7-1	駐輪指導の実施	○自転車利用者への街頭指導及び沿道の店舗・事業所への訪問指導	
	取組7-2	放置自転車の撤去	○放置規制区域内の即時撤去及び区域外での長期放置自転車の撤去	重点
	取組7-3	自転車等放置規制区域の指定	○放置自転車が多い箇所に自転車等放置規制区域を新規指定	新規
	施策8 まちづくりや観光振興への活用			
活用促進 いかす	取組8-1	市民主体の魅力づくり活動の支援	○サイクリングロードの設定やマップ作り ○サイクリングロードの環境整備	
	取組8-2	観光振興への活用	○自転車で巡る観光ルートの設定 ○サイクルステーション等を活用した観光振興	新規
	施策9 スポーツ振興への活用			
	取組9-1	サイクルスポーツ振興の推進	○広島クリテリウムの開催支援 ○サイクリストや自転車利用者の新たな拠点としての広島競輪場の活用	新規
	施策10 健康づくりや環境対策への活用			
	取組10-1	自転車を活用した健康づくり	○健康教室等の開催 ○健康づくりの広報啓発	
	取組10-2	地球温暖化対策に資する自転車活用の推進	○公共交通や自転車利用を促す広報啓発	
	施策11 シェアモビリティの活用促進			
	取組11-1	多様なシェアモビリティへの対応	○シェアモビリティ事業者への協力	新規
	取組11-2	ポート設置の促進	○利用ニーズが高い公有地へのポート設置	重点
	取組11-3	災害時における活用	○避難所等への臨時ポート設置	